



2018年4月10日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
 代 表 者 名 代表取締役会長 東入来 信博
 (コード番号：6740 東証一部)
 問 合 せ 先 執行役員 大島 隆宣
 チーフフィナンシャルオフィサー
 (TEL. 03-6732-8100)

**日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に係る
 発行条件等の決定に関するお知らせ**

当社は、2018年3月30日開催の取締役会において決議いたしました、日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行（以下、「本事業会社第三者割当」といいます。）につきまして、2018年4月10日開催の取締役会（以下、「第2回取締役会」といいます。）において発行価額及び発行新株式数等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本事業会社第三者割当に関する詳細については、当社が2018年3月30日付で公表した「日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照下さい。また、当社は、2018年3月30日開催の取締役会において決議いたしました海外機関投資家を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行（以下、「海外機関投資家第三者割当」といいます。）に係る発行価額及び発行新株式数等についても第2回取締役会において決定しておりますが、その詳細につきましては、当社が本日付で公表した「海外機関投資家を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に係る発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 募集の概要

(1)	払 込 期 間	2018年4月25日から2018年5月1日
(2)	発 行 新 株 式 数	34,965,000株
(3)	発 行 価 格	1株につき143円(注)
(4)	発 行 価 額 の 総 額	4,999,995,000円
(5)	募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による
(6)	割 当 予 定 先	日亜化学工業株式会社
(7)	そ の 他	上記割当予定先への割当を予定する本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 上記発行価格は海外機関投資家第三者割当に係る発行価格と同額です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	4,999 百万円
② 発行諸費用の概算額	130 百万円
③ 差引手取概算額	4,869 百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、本事業会社第三者割当に係るフィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、登記関連費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び反社チェック調査費用等)の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本事業会社第三者割当の差引手取概算額 4,869 百万円及び海外機関投資家第三者割当の差引手取概算額 29,179 百万円の合計 34,049 百万円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

各資金使途の詳細については、当社が 2018 年 3 月 30 日付で公表しました「日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

具体的な使途	支出予定総額 (百万円)	充当予定金額 (百万円)	支出予定時期
① FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金等	45,000	25,000	2018 年 7 月～ 2019 年 3 月
② FULL ACTIVE™の後工程量産体制に向けた設備投資等	9,049	9,049	2018 年 5 月～ 2019 年 3 月

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本事業会社第三者割当に係る払込金額 (143 円) は、2018 年 4 月 5 日 (木) (当日を含みます。) から 2018 年 4 月 9 日 (月) (当日を含みます。) までの各取引日 (売買高加重平均価格のない日を除きます。以下、「本参照期間」といいます。) における、株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値 (以下、「本参照価格」といいます。) に 0.9 を乗じた額 (計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。) として、条件決定日に第 2 回取締役会において決定しました。なお、当該払込金額は、取締役会決議日の直前営業日 (2018 年 4 月 9 日) の終値に対し 11.73% のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間 (2018 年 3 月 12 日から 2018 年 4 月 9 日) の終値の単純平均値 192 円 (円未満切り捨て) に対し 25.52% のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの 3 ヶ月間 (2018 年 1 月 10 日から 2018 年 4 月 9 日まで) における終値の単純平均値 216 円 (円未満切り捨て) に対し 33.80% のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの 6 ヶ月間 (2017 年 10 月 10 日から 2018 年 4 月 9 日まで) における終値の単純平均値 220 円 (円未満切り捨て) に対し 35.00% のディスカウントとなっております。

払込金額の基準として、本参照期間における、東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値である本参照価格を採用することといたしましたのは、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当により、相当程度の希薄化が生じることが見込まれるものの、同時に、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の実施に関連して、産業革新機構からの約 200 億円の調達の予定や能美工場に係る資産の譲渡による構造改革費用の更なる減少見込み及び株主資本の確保への寄与が公表され、かかる事項は

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当社の株価の上昇要因となり得ること、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当並びに能美工場に係る資産の譲渡による資本貢献によって、スマートフォン向け FULL ACTIVE™の需要を最大限取り込むべく生産体制を整えることが可能となること、当社のような単一セグメントの企業においてはかかる需要を取り込めるか否かは今後の事業戦略及び安定的な自己資本水準の実現に際して、特に重要な要素であり、当社の企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益拡大が図られるものと考えられること、並びに当社が 2018 年 3 月 30 日付で公表した「株式会社 JOLED の株式の取得（子会社化）の方針変更に関するお知らせ」記載のとおり JOLED の子会社化の方針を取り下げることを選んだことを踏まえるとかかる影響を株価に織り込ませることが相当であると考えられること等、当社の株式価値の評価に際して検討すべき様々な要素が存在する点を踏まえれば、かかる事情を織り込んでいない 2018 年 3 月 30 日以前の当社株式の市場価格を基準とするのは、当社の企業価値を適切に反映した株価を基準とするという観点からは適切ではなく、また、本資金調達公表後の株価は短期的に不安定となる可能性があることから、本資金調達公表直後の株価を基準とすることや条件決定日の直前日という一時点の株価を基準とすることも、上記の観点からは適切ではないと考えたためです。さらに、株価平均の算定ベースとして売買高加重平均価格という、より取引実態に近い平均的な約定値段として認知されている価格を用いることで、当社株式の価値をより適切に反映した条件決定を行うことができると考えております。

本参照価格からのディスカウント率（10%）については、海外機関投資家第三者割当に関して総合財務アドバイザー兼リード・プレースメント・エージェントである S M B C 日興証券株式会社及びその海外関連会社並びにプレースメント・エージェントであるみずほ証券株式会社及びその海外関連会社が、海外機関投資家第三者割当の割当予定先以外の投資家を含む海外機関投資家を潜在的投資者として需要の見込み調査等を実施し、また、当社と複数の海外機関投資家との個別交渉の結果及び当社と本事業会社第三者割当の割当予定先を含む事業会社との個別交渉の結果並びに市場環境及び当社の現在置かれた状況等を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として決定しており、合理性が認められる水準と考えております。

加えて、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当における需要調査の段階で、投資家から本事業会社第三者割当、海外機関投資家第三者割当その他の事情を織り込んだ株価を採用すべきであるといった反応があり、上記の払込金額の決定方法を採用しなければ当社が必要とする金額を調達できない状況にありました。

当社といたしましては、かかる払込金額の算出方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、かかる払込金額の算出方法に基づいて決定された払込金額には合理性が認められると判断しております。

また、2018 年 3 月 30 日付で公表した「日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」の「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高いなか、上記の払込金額の決定方法を採用しなければ当社が必要とする金額を調達できない状況で上記の払込金額の決定方法を採用するものですので、本件は新規投資家を優遇して既存投資家が害するというものではなく、また、公募増資において一般的に取締役会決議後に株式の発行等の情報を織り込んで形成される市場株価と比べて有利発行該当性が判断されるのであり、当初の決議時点では発行される株式数が定まっていなかった等の相違点はあるものの、株式発行公表後の事情を織り込んだ株価を基準とする点においては、本資金調達公表直後の事情を織り込むことを想定する上記の払込金額の決定方法と同じであることからしても、払込金額が「引き受ける者に特に有利な金額」（会社法第 199 条第 3 項）に該当するものではないと判断しております。

なお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当が実施された場合も、当社が 3 銀行と締結しているコミットメントライン契約に係る産業革新機構の連帯保証の解除事由である支配権変動事由には該当しません。

また、当社の監査役 4 名（うち社外監査役 2 名）全員が、当社取締役会に対し、上記算出方法は、2018 年

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3月30日以後の本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の実施に関連する情報や当社のJOLEDの子会社化の方針の取り下げなどを織り込んだ当社株式の市場価格を基準にしており、これに従い条件決定日に本参照価格からの10%のディスカウントにより決定される払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと考えられる旨の意見を2018年3月30日時点で表明しておりました。上記の当社の監査役全員は、条件決定日に決定された本新株式の払込金額について、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を条件決定日付で改めて表明しております。

さらに、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当が大規模な第三者割当に該当することが見込まれたことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きとして、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏（全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問しました。

その結果、上記算出方法については、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として行われる第2回取締役会の決議の直前日から一定期間さかのぼった市場価格を基準に決定するものであり、市場環境及び当社の現在置かれた状況等を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる方法として決定していることから、合理性が認められると考えられます。以上を踏まえれば、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の払込金額の決定方法には合理性が認められ、これに従い条件決定日に決定される払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できる旨の意見を2018年3月30日時点で得ておりました。当社は、条件決定日に決定された本新株式の払込金額について、上記の当社社外取締役から改めて割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できる旨の意見を条件決定日付で改めて得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本事業会社第三者割当に基づく本新株式の発行数（34,965,000株）は、2018年3月30日現在の発行済株式総数の約5.81%に相当し、海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数（209,788,900株）とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数は244,753,900株となり、2018年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%（総議決権数の約40.70%）に相当することから、相当程度の希薄化が生じます。当社の株式流動性に比して比較的多くの株式を発行することになり、また、海外機関投資家第三者割当においては中長期保有の確約がないことからすると相当程度の株価下落リスクが見込まれます。

他方で、2018年3月30日付で公表した「日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」の「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の調達規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されています。また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記「3. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の通り、かかる払込金額の算出方法に基づいて決定された払込金額には合理性が認められます。以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存の株主の皆様にご与える影響を考慮してもなお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 大株主及び持株比率

募集前 (2017年9月30日現在)		募集後	
株式会社産業革新機構	35.58%	株式会社産業革新機構	25.29%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.33%	日亜化学工業株式会社	4.13%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.51%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	2.37%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.00%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.79%
ソニー株式会社	1.78%	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.54%	ソニー株式会社	1.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.17%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.08%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.93%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.77%
三田 武雄	0.88%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.66%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2017年9月30日現在の株主名簿を基に作成しております。

2. 募集後の持株比率は、2017年9月30日現在の株主名簿に、本事業会社第三者割当の発行数(34,965,000株)及び海外機関投資家第三者割当の発行数(209,788,900株)を加味した数値であります。もともと、海外機関投資家第三者割当の割当予定先については、当該割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の持株比率において記載しておりません。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行数(34,965,000株)を海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数(209,788,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数は244,753,900株となり、2018年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%に相当し、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏(全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。)を選定し、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、2018年3

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

月 30 日付で本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められるものとする旨の意見を頂いておりましたが、2018 年 4 月 10 日付で、大要、以下の通りの意見を改めて頂きました。

(1) 意見

本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当（以下、「本第三者割当」といいます。）には、必要性及び相当性が認められるものとする。

(2) 資本調達必要性

今回の資金調達は、差し迫った FULL ACTIVE™の需要拡大への対応のための運転資金確保・設備投資という、当社の成長加速のための投資として必要不可欠なものであり、且つ、これによるリターンが確実に期待できるものである。

他方で、前会計年度において相当額の事業構造改善費用を特別損失として計上する見込みであることを踏まえた目下の財務状況、当社の事業の性質上避けられない季節性の需要変動等に起因する収益のボラティリティを考慮すれば、より安定したバランスシートを実現するために更なる資本性の資金調達が必要な状況が存在する。安定したバランスシートを実現することは、更なる取引機会の拡大や、今後の事業成長のための機動的な資金調達の実現にも繋がると考えられ、このような観点からも本第三者割当の必要性が基礎づけられる。

以上を踏まえれば、当社には、資本調達の必要性が認められると見られる。

(3) 他の手段との比較における本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当のスキームの相当性

当社の置かれた状況、資金調達の必要性を踏まえれば、金融機関からの借入や普通社債の発行、新株予約権付社債の発行、優先株式の発行といった一般的なその他の資金調達手法は、実現可能性、調達金額の確実性等の観点から、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと考えられる。

本第三者割当は、当社の置かれた状況を踏まえて、既存株主の利益を保護するために、相当且つ確実な資本基盤強化を実現可能とするスキームといえる。調達金額の確実性が高く、資金調達の機動性が認められるという点において、本第三者割当は、現時点での最良の選択肢であると判断できる。

(4) 本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の発行条件の合理性

本新株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の 4 営業日後の日以降の 3 営業日間（2018 年 4 月 5 日から 2018 年 4 月 9 日まで）の各営業日の東京証券取引所における当社普通株式の取引に係る売買高加重平均価格（即ち、当社普通株式の取引所立会内市場における各営業日の総売買金額を総売買高で除した値）の単純平均値である本参照価格から 10%ディスカウントした額（計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。）である。これにより算定された払込金額は 143 円である。

払込金額の基準として、本参照価格を基準として採用することとしたのは、以下の理由による。即ち、本第三者割当は、相当程度の希薄化を生じさせることが見込まれるものである。他方で、スマートフォン向け FULL ACTIVE™の需要を最大限取り込むべく生産体制を整えることが可能となり、また、産業革新機構からの約 200 億円の調達の予定や能美工場に係る資産の譲渡により構造改革費用の更なる減少見込みが本第三者割当と同時に公表されること、本第三者割当及び能美工場に係る資産の譲渡による資本貢献によって安定的な自己資本水準が実現すること等、本第三者割当は、当社の企業価値を向上させ、既存株主の利益拡大が図られるものと考えられること、並びに当社が JOLED の子会社化の方針を取り下げること等を決定したことを踏まえるとかかる影響を株主に織り込ませることが相当であると考えられること等、当社の株式価値の評価に際して検討すべき様々な要素が存在する点を踏まえれば、かかる事情を織り込んでいない 2018 年 3 月 30 日以前の当社株式の市場価格を基準とするのは適切ではなく、また、本第三者割当公表後の株価は短期的に不安定となる可能性があることから、条件決定日という一時点の株価を基準とするのも、同様の観点からは適切ではないと考えられる。

加えて、株価平均の算定ベースとして、取引実態に近い平均的な約定値段として認知されている売買高加重平均価格を用いることで、当社株式の価値をより適切に反映した条件決定を行うことができると考え

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

られる。本第三者割当公表直後においては株価推移が特に不安定になる可能性があることから、売買高加重平均価格を用いる場合に公表直後の3営業日を参照期間から除外することにも合理性がある。

以上のほか、本第三者割当における需要調査の段階で、投資家から本第三者割当その他の事情を織り込んだ株価を採用すべきであるといった反応があり、上記の払込金額の決定方法を採用しなければ当社が必要とする金額を調達ができない状況にあったのであり、この点からも本基準株価の採用は合理性は基礎づけられる。

以上のとおり、本参照価格は、当社の株式価値の評価に際して検討すべき要素を適切に反映するものであり、これを採用することには合理性が認められる。

なお、本第三者割当が実施された場合も、当社が3銀行と締結しているコミットメントライン契約に係る産業革新機構の連帯保証の解除事由である支配権変動事由には該当しない。

上記10%のディスカウント率については、①複数の潜在的投資家に対する需要の見込み調査、個別交渉の結果等を踏まえたものであり、需要に応じて決定されていること、②潜在的投資家は、他の投資家の当社との交渉状況を知らず、提示する条件次第では本新株式の割当てを受けられない可能性がある状況下で、真に適正と考える条件を提示するインセンティブが認められる状況があったことから、通常の公募増資におけるブックビルディングに類似する決定手続の公正性が認められるものであるといえる。

さらに、当社株式の流動性に比して本第三者割当により発行される株式数が相当程度多いため、割当予定先としても意図した通りに市場売却できないリスクがある点等に照らせば、10%というディスカウント率も割当予定先のリスクを踏まえた合理的なものと評価できる。

なお、上記10%のディスカウント率は、本第三者割当に係る当初の取締役会決議日より後の市場株価を参照する本基準価格に対するものである。ブックビルディング方式が採用される通常の公募増資においても、同様に当該公募増資に係る当初の取締役会決議日より後の市場株価を参照して、そこから一定のディスカウントをした価格が払込価額とされるところ、そのような公募増資に関して当該取締役会決議の前の市場株価と比較した場合のディスカウント率をもって特に有利な金額への該当性を問題とせず、株主総会の特別決議を経ることなく、取締役会決議によって行われていることからすれば、この点についても特段の問題はないと解される。

(5) 本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の相当性

本第三者割当に基づく新株式244,753,900株は、2018年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%に相当することから、相当程度の希薄化が生じる。しかしながら、上記(2)に記載の通り、当社にとって本第三者割当による資本性の資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三者割当の規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されている。また、上記(3)に記載の通り、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記(4)に記載の通り、払込金額には合理性が認められる。加えて、本第三者割当は、1名ないしごく少数の者を割当先として行われる通常の大規模な第三者割当と異なり、多数の投資家を対象として行うものであるため、特定の株主が当社の支配権を握るといった事態は生じず、既存株主の地位が不安定になるという不利益は生じない。

以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存株主に与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えられる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

6. 発行要項

(1) 募集株式の種類

当社普通株式

(2) 募集株式の数

34,965,000 株

(3) 払込金額

1 株につき 143 円

(4) 払込金額の総額

4,999,995,000 円

(5) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 2,499,997,500 円 (1 株につき 71.5 円)

増加する資本準備金の額 2,499,997,500 円 (1 株につき 71.5 円)

(6) 払込期間

2018 年 4 月 25 日から 2018 年 5 月 1 日

7. その他

2018 年 3 月 30 日時点において、割当予定先との間で締結予定となっていた出資契約書については本日現在において締結済みであり、当該出資契約書において割当予定先より下記の事項について表明保証又は合意を得ております。

①割当予定先から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証

②割り当てる株式について、払込みを行った日より 2 年間継続して保有することの合意

③割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証

また、当社は当該出資契約書において、下記の内容について合意しております。

<ロックアップ>

当社は、出資契約書の締結日に始まり、払込期間の初日 (2018 年 4 月 25 日) の 90 日後に終了する期間において、一定の場合 (当社株主総会決議による承認を経て株式を発行する場合を含む。) を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行等を行わない。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に係る発行条件等の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。